

チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について

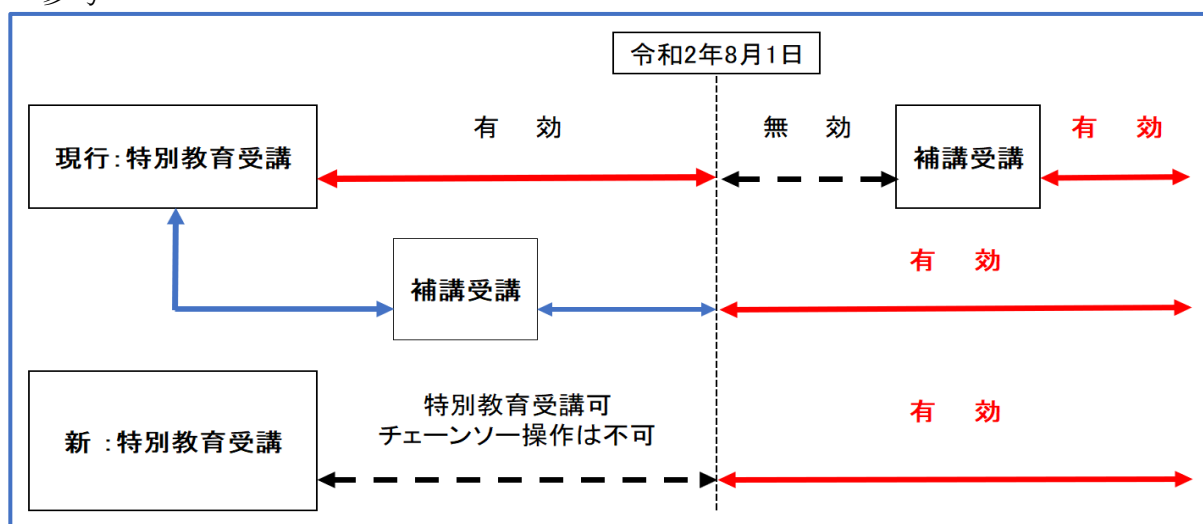
当協会では、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号、以下「安衛則」という。）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（平成31年厚生労働省告示第32号、以下「特別教育規程」という。）が告示され、改正以前の安衛則第36条8号及び安衛則第36条8号の2の規程が統合（以下「統合後」という。）され、また、特別教育第10条が改正されることに伴う、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除される者に対する特別教育（以下「補講」という。）の実施に取り組むこととしました。

この補講に関しましては、すでに「伐木等の業務従事者特別教育」を受講している者が令和2年8月1日以降にチェーンソーによる伐木等の業務を行う場合は、業務を行う前までに、補講を受講するか、あらためて「伐木等の業務従事者特別教育」の受講を行わなければ業務を行うことが出来ません。

1 補講について（参考参照）

- (1) 安衛則、特別教育規程が平成31年2月12日にそれぞれ交付又は告示されてことによる特別教育に係る規定については、令和2年8月1日から適用されます。
- (2) これまでに「伐木等の業務従事者特別教育」を受講している者は、令和2年7月31日まではチェーンソーを使用した業務を行うことが出来ますが、令和2年8月1日以降は無効となります。
- (3) これにより、チェーンソーによる伐木等の業務を行う場合は、業務を行う前までに、補講を受講するか、あらためて「伐木等の業務従事者特別教育」を受講しなければなりません。

参考



- (4) 特別教育対象者は、改正以前の安全衛生規則第36条8号修了者のうち「チェーンソーに関する知識の課目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む」を修了した者（講習内容学科2時間、実技30分）とします。
- (5) 改正以前の安全衛生規則第36条8号「チェーンソーに関する知識の課目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く」（講義時間 学科6時間 実技4時間 30分）及び改正以前の安全衛生規則第36条8号の2修了者（講義内容 学科3時間、実技2時間）については、講義内容（実習等）等から当協会は実施いたしません。

2 講習科目及び時間

(1) 学科科目

- ア 伐木等作業に関する知識のうち
造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用 1時間
- イ 関係法令
安全衛生法、安全衛生法施行令及び安全衛生規則中の関係条項 1時間

(2) 実技科目

- ア 伐木等の方法
下肢の切創防止用保護衣等の着用 30分

3 下肢の切創防止用保護衣について

チェーンソーによる伐木等の業務に従事する場合には、下肢の切創防止用保護衣の着用が、令和元年8月1日より着用が義務づけられました。（違反には罰則があります。）

補講を受講する際には、**保護衣（チャップスまたはズボンタイプ）を、受講者が持参**して下さい。

なお、まだご準備が出来ていない方で、この講習のために急いでご購入していただく必要はございません。若干数ではございますが、貸出用もございますので、講習の内容を参考にして、より良い安全なものの購入をお勧めいたします。当協会においても、一部メーカーについて、販売を行っております。

4 申込先

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
一般社団法人林業機械化協会
電話 03-5840-6217

5 申込方法

- (1) 事前に一般社団法人林業機械化協会ホームページ又は電話にて空き状況を確認のうえ、所定の申込書をダウンロードし、提出して下さい。（持参又は郵送）
- (2) なお、申込書等が印刷できない場合等はFAX又は郵送でもお送りいたします。
- (3) 講習の空き状況等につきましては、ホームページ上にて随時更新していくようにいたしますが、場合によってはご希望に添えない場合もございますので、ご注意願います。
- (4) 受講を希望される講習会開催日のおおむね1週間前まで受付を行います。但し、定員になり次第締切とさせていただきます。
- (5) 申込書には次のものを添えて下さい。
 - ア 「伐木等業務従事者特別教育修了証」の写し
カードタイプについては両面コピー、チェーンソー手帳等については、住所、氏名、写真等が記載されたページをコピーして下さい。
また、住所・氏名を変更されている方は、運転免許証（コピー）など確認できるものを添付して下さい。
 - イ 受講料
 - (ア) 受講料につきましては、当協会ホームページ等でご確認下さい。
 - (イ) 受講料は、下記あてに振り込みをお願いいたします。（振込手数料はご負担願います。）
なお、当協会に連絡の上、了承を得たものについては、当日、現金にての支払も可とします。

※ 受講料の振込先

ゆうちょ銀行

口座名義：一般社団法人林業機械化協会

【ゆうちょ口座からのお振込み】

記号・番号：00160-8-153308

【他行からのお振込み】

支店：〇一九店

口座：当座

番号：153308

(6) 当日の持ち物

(ア) 筆記用具

(イ) **保護衣（普段使用しています、チャップスまたは防護ズボン）**

6 その他

(1) 申し込みは持参又は郵送とさせていただきます。

(2) 申し込み後の受講料及び受講申込票等の返却はいたしかねますので、ご了承下さい。

(3) テキストは講習会場でお渡しします。

(4) 受講修了証は講習終了後、当日お渡ししますので印鑑を持参して下さい。

(5) 遅刻・早退、受講中の一時退場等による講習時間不足がある場合は、修了証を発行出来ません。

(6) 申込人数がおおむね10名以下の場合は開催を中止することがございます。

7 当協会では、本講習に関しまして受講者がおおむね30名以上いる場合には出張講習も実施可能です。ご希望がございましたら開催時期、開催場所等ご相談を承りますので、当協会までお問合せ下さい。